

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1 監査委員事務局の項中「課長」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人委・職員課)